

副 本

平成 17 年 (ワ) 第 87 号、平成 18 年 (ワ) 第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田 稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (32)

原告ら準備書面 (19) 第 3 に対する反論

平成 19 年 3 月 14 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畠 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



1 「供試サンプルに含まれるカラシナ・ディフェンシンの量を測定する」実験に対する被告の基本的意見

(1) 原告らが、原告ら準備書面 (17) において提案する「本件 GMイネ内部カラシナ・ディフェンシン量計測等付加実験」に対する被告意見としては、被告準備書面 (30) のとおりであり、また、次回期日において、当該実験の実施を本鑑定嘱託先の判断に委ねる旨の裁判所の指揮があれば、当該指揮にしたがう所存である。

(2) しかしながら、被告準備書面 (30) において詳述したとおり、「本件 GMイネ内部カラシナ・ディフェンシン量計測等付加実験」を実施する際には、以下に述べるとおり、「カラシナ・ディフェンシン量測定が困難であること」を十分に踏まえた対応が必要となるべきことを付言する次第である。

2 原告らが準備書面 (19) 第 3 第 5 段落において主張する「カラシナ・ディフェンシン產生量と溶出量との比率」について

(1) 被告としては、科学的に誤った方向に議論が展開しないよう、あらかじめ、原告ら準備書面 (19) 第 3 における誤りを指摘しておく。

(2) 第一に、既述のとおり、本件 GMイネのカラシナ・ディフェンシン産出量の測定及び溶出量の測定は、共に極めて困難であり、測定にあたっては、相当の誤差が生じることが十分にあり得る。したがって、当該カラ

シナ・ディフェンシン産生量及び溶出量の不確実な測定値を用いて比率を算出することは、より一層の困難と誤差を伴うものである以上、当該比率を科学的議論のベースとして用いること自体、不適当であるものと思料する。

- (3) 第二に、万が一、信頼できる比率が測定、算定できたとしても、当該比率自体をもって、「何分の1以上であれば問題である。すなわち、それによってカラシナ・ディフェンシン耐性菌の出現リスクが高い、あるいは生態系が破壊される（なお、ダイコンの場合、種子内で產生されたディフェンシンのほとんどが溶出しているが、これによって生態系が破壊されるなど、人間にとて、何らかの「問題」が生じていないことは明らかであるが）」と結論付けることは科学的、論理的に見て完全に誤りである。すなわち、原告らの主張するように「本件GMイネにおける產生量のうちの10分の1の量のカラシナ・ディフェンシンが溶出するなら被告主張が成り立たない」と論ずること自体、科学的・論理的に何ら意味をなさない。当然、原告ら主張を裏付けることにならないことも自明の理である。

以上